

池尻・三宿地区広報板設置場所一覧 【22箇所】

No.	広報板番号	所在地
1	1-01	池尻2-3 がやがや館前
2	1-02	池尻1-7-2 世田谷公園南側出入口付近
3	1-07	池尻2-4-10 池尻小学校脇（三宿交番裏）
4	1-08	池尻2-5-8 池尻かもめ保育園（三角広場）
5	1-12	池尻2-31-7 東京すし和食調理専門学校前
6	1-13	池尻3-1※ 三菱UFJ銀行池尻クラブ前
7	1-15	池尻3-10 目黒川緑道内
8	1-16	池尻3-10-10 三菱電機世田谷住宅前
9	1-18	池尻3-19-13 柳田薬局前
10	1-20	池尻3-21-4 池尻南公園南側
11	1-21	池尻3-27-21 池尻まちづくりセンター前
12	1-22	池尻3-28-8 国立音楽院前
13	1-25	池尻4-2 警察官舎前（騎兵山階段上）
14	1-26	池尻4-10-7 グレンパーク駒場前
15	1-29	池尻4-27-33 北沢川緑道（シーアイマンション側）
16	1-30	池尻4-29-19 淡島通り公園前
17	1-32	三宿1-8-8 ライオンズマンション三宿脇
18	1-33	三宿1-12-6 三宿小学校ヒマヤ門横
19	1-36	三宿1-16-25 世田谷学園北側
20	1-41	三宿2-27-20 三宿の森緑地脇
21	1-42	三宿2-26-11 多聞小学校脇
22	1-43	三宿1-8 亀井クリニック付近

※利用できるのは広報板の右半分（地域コーナー）になります。

※掲示期間は遵守していただき、期間終了後速やかに剥がしてください。

※令和8年9月10日（木）～令和12年3月ごろ（予定）の期間は、三菱UFJ銀行池尻クラブ前の広報板は使用できません。

池尻まちづくりセンター
令和6年1月改定



池尻・三宿地区広報板設置位置(地図)



区広報板（地域コーナー）の利用について

― 掲示物について ―

1. 掲示物の大きさは**A4サイズまで**です。
2. 原則として、**事業等の開催場所が区内のもののみ**掲示できます。
3. 行事等に参加するときに**費用が必要な場合、金額が妥当であるとともに額**の明示を必ずしてください。

― 広報板の利用について ―

1. 次に掲げるものは、掲示することができません。
 - (1) 営利を目的にするもの
 - (2) 政治活動または宗教活動を目的にするもの
 - (3) 管理上支障があるもの
2. 利用の申込みは掲示希望日の10日前から、**掲示期間は原則10日間**です。
3. 広報板への掲示は、裏面の広報板配置図を参考に自分たちで掲示してください。
また、**掲示期間終了日までに必ず自分たちではがしてください。**
※剥がし忘れが多い団体は承認しない場合があります。
4. 掲示部分は、**広報板右側のスペース（地域コーナー）**です。
広報板の中には「町会・自治会コーナー」が設けられているところがあります。
このコーナーに掲示することはできません。
5. **画鋲は使用しないでください。** ホッチキス等をご使用ください。
使用したホッチキスの針等の散乱による事故発生や掲示物の放置による
美観低下にご配慮願います。
6. 広報板によっては、既存掲示物がいっぱいでは掲示することができない
場合がありますがご了承ください。他団体の掲示物は、例えば掲示期間が
過ぎているものであっても、はがさないでください。
7. 上記1～6に反した場合は、掲示物を処分させていただくとともに、
次回以降の申請を承認しない場合があります。
8. ご不明な点がございましたら、下記窓口にお問い合わせください。
窓口：池尻まちづくりセンター（TEL：3413-1843）

